

議案第59号

つくば市市民ホール条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年6月12日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市市民ホール条例の一部を改正する条例

つくば市市民ホール条例（平成14年つくば市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号を次のように改める。

(3) 次に掲げる団体が主催する事業のために使用する場合であつて当該事業が公益に資すると認められるとき。

- ア 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会
- イ 公益社団法人つくば市シルバー人材センター
- ウ 公益財団法人つくば文化振興財団
- エ 一般社団法人つくば観光コンベンション協会
- オ 一般財団法人つくば都市交通センター
- カ 一般財団法人つくば市国際交流協会
- キ その他規則で定める団体

附 則

この条例は、公布の日から施行する。